稲敷市

空き家対策

稲敷市×株式会社サイネックス

管理するのに
お金も手間も
かかり
そうだし

手続きとか
難しそうね

空き家を
上手にいかす
方法を
教えます
にゃ～！

空き家リポーター
「りのにゃ～」

もくじ | Contents |

- 「空き家」放置していませんか？ …… 2
- 空き家について考えてみましょう！ …… 4
- 空き家にしないためには …… 6
- 空き家を所有することになったら …… 7
- 空き家を管理する場合には …… 8
- 空き家を使用する予定がない場合には …… 10
- 売却のこと …… 12
- 賃貸のこと …… 13
- 解体のこと …… 14
- 空き家バンク …… 15
- 稲敷市補助金について …… 16

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

稲敷市 空き家対策

令和6年10月発行

発　行

稲敷市／株式会社サイネックス

制　作

株式会社サイネックス　東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス　つくば支店
〒305-0817 茨城県つくば市研究学園5-20-2
TEL.029-858-0570

※掲載している広告は、令和6年9月現在の情報です。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

広　告

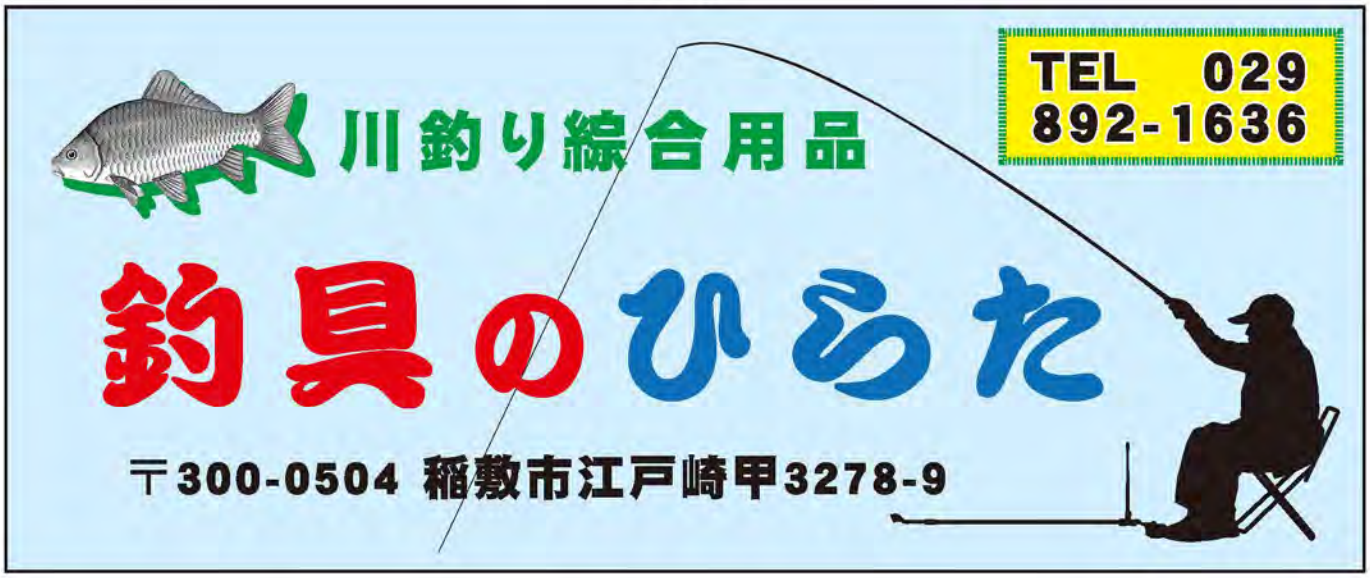

Chapter 1

「空き家」放置していませんか？

空き家とは …家主の不在が常態化しており、住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

どうして…空き家放置のリスク

市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「稲敷市空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。

広告

トイレ交換・浄化槽から下水への切り替え工事なら株式会社 青野建設

エコキュートの設置・交換

トイレの設置・交換

給排水工事

下水道切替工事

一軒一軒のお客様に対して、親身になって取り組んでまいりますので、
ご家庭の水回りに関することでしたら、小さなことでもお問い合わせください。

お困りごとがあったらすぐにご相談下さい！ 茨城県稲敷市時崎 233-24

株式会社 青野建設

TEL080-1291-8950

https://www.aonosetsubi.jp/

その他にも…

景観悪化や苦情

長時間の放置は、街並の調和を乱し近隣に迷惑をかける恐れがあります。

近隣とのトラブルを避けるためにも、適正な管理は欠かせません。

悪質な

犯罪の誘発

放火による火災や不法侵入・不法投棄などが懸念されます。

また、空き家出火の原因は、ほとんどが放火によるものと言われています。

管理不全な空き家の問題点と解決方法

❶不審者が侵入する

不審者が侵入することで、犯罪の温床となってしまったり、建物に放火されてしまうといった危険があります。玄関や窓の施錠の確認など定期的な見回りが必要です。

❷ゴミを捨てられる

ゴミを捨てられることにより異臭が発生し、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。定期的な見回りが必要です。

❸動物や害虫のすみかになる

動物や害虫がすみつくと、建物にはシロアリなどの被害が出たり、動物の糞や死骸などにより、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。玄関や窓の確認、敷地内の管理などの定期的な見回りが必要です。

❹屋根瓦や窓ガラスが落下して、通行人などにケガをさせてしまう
老朽化による建物の倒壊、建材などの飛散

建材が風などで落下し、周辺の建物や通行人等にケガをさせてしまうと、損害賠償を請求されるおそれがあります。定期的な見回りを行い、破損等を発見した場合には、補修をするなど適切な管理が必要です。

❺樹木や雑草が生い茂り、隣地や道路へはみ出し、通行などの障害となっている

隣地へ樹木などがはみ出すと、周辺住民へ迷惑をかけてしまったり、道路へはみ出すと見通しが悪くなるなど、通行へ支障をきたしてしまうおそれがあります。定期的な見回りを行い、特に樹木が成長する夏の時期は、手入れをするなどの適切な管理が必要です。

広 告

創業５０年 信頼と実績の施工をお届けします

茨城県知事許可(般-03)第24868号

大野工務店

稲敷市清久島1064-1

TEL 0299-79-3722

携帯 090-3543-9482

Chapter 2

空き家について考えてみましょう！

空き家管理・活用実践フロー

空き家を所有することになりました → 所有者がなすべきことを知りましょう！ → 空き家の使い方を考えましょう！

空き家の所有者には管理責任があります!

空き家を放置し続けると倒壊、火災等の危険性や防犯、衛生上の課題も生じます。

空き家の所有者には法的にも管理責任があります。

P2、3参照

家財処分、相続、税金等について知りましょう!

空き家の使い方を決める前に、家財の処分、相続手続き、所有及び売却に関わる税金等について理解を深めることが重要です。

P7、11参照

広 告

当面そのままにする

適切な管理を!

当面はそのままにする場合でも、いずれは活用する（自分で住む、賃貸・売却する等）ときのために、適切な管理が必要です。

P8、9、10、11参照

取り壊す

壊すことも管理の一つ!

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しもご検討ください。

P14参照

貸す 売る

有効に活用しましょう!

空き家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。

併せて、改修や契約について考えることが重要です。

P15参照

広 告

稲敷市排水設備指定工事店

株式会社ホンダ

稲敷市蒲ヶ山42-19

☎029-892-1698

Chapter 3

空き家にしないためには

どのように次世代に引き継ぐか考えよう。

現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。

不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。

意思表示をしておこう。

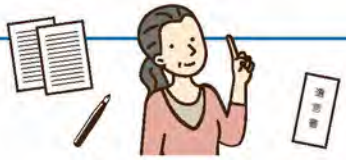

誰に家を引き継いでもらいたいか意思表示をしておきましょう。残された家族が相続で悩んだり、争うことがないよう、家族と話し合いを進めておきましょう。

また、相続人がいない場合には、遺言書によりお世話になった人へ資産を遺すことも可能です。

困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口

空き家に関する相談への対応

空き家に関する相談は、「利活用」と「適切な管理」の二つの窓口に分けて対応します。

特に、空き家の利活用の観点から、所有者等の転出・死亡・入院等により空き家が発生した時点で、利活用等の相談を受ける体制を関係課と連携して構築し、早期に空き家バンクへの登録を促します。

また、管理不全の空き家の相談内容は多岐にわたることから、庁内の関係課、協議会及び関係団体と連携・相談し、対応するとともに、対応内容については、経過等について記録し、関係課で共有します。

相談窓口

利　活　用：まちづくり推進課　TEL 029-892-2000
適切な管理：危機管理課　TEL 029-892-2000

※令和6年9月現在、窓口の一元化を検討しています。令和7年度以降は、担当課が異なる場合がありますのでご注意ください。

広　告

空き家の相続でお困りなら、専門家にお任せください

茨城県弁護士会所属
弁護士　加藤　怜

何かお悩みのことがあれば是非一度ご相談ください

加藤法律事務所

茨城県 稲敷市幸田 3569
TEL 0299-77-7801

Chapter 4

空き家を所有することになったら

相続登記をしよう。

親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更（相続登記）を行いましょう。相続登記がされず、前所有者（故人等）の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順①

必要な情報を収集しよう。

- 固定資産全部証明書（名寄帳）等を取得→各市町村にて
- 相続人確定のための戸籍を取得→各市町村にて
- 空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得→法務局にて

手順②

相続人全員で話し合いをしよう（遺産分割協議）。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行いますが、遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。

手順③

申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

手順④

法務局の審査を経て、問題無ければ相続登記が完了します。

相続はどうなるの？（法定相続について）

基本的な相続の順番は、右図のようになります（法定相続）。

遺産は、先ず第1順位の相続人に相続権があり、子がいない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

- 相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- 遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければなりません。

正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

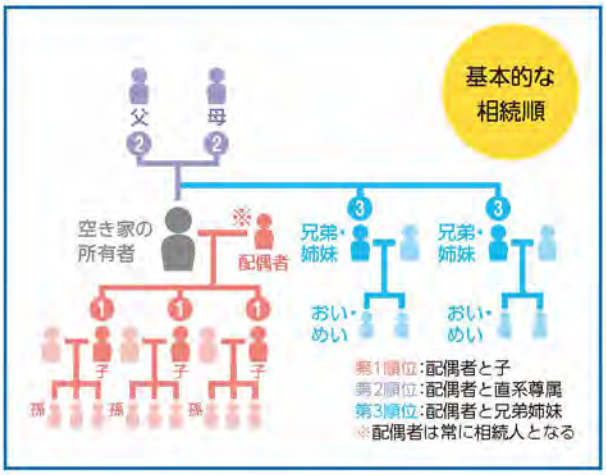

Chapter 5

空き家を管理する場合には

近隣に迷惑をかけないようにしよう。

空き家は定期的な点検と管理が大切です!

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。

自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	
内部	通風・換気(60分程度)	すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 換気扇の運転	建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう
	通水(3分程度)	各蛇口の通水 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよう念入りに行いましょう
	敷地内清掃	敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	草取り、越境している枝やツルの剪定 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	すべての部屋に雨漏りがないかチェック	大雨や台風、地震のあとは必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	建物に傷んでいるところはないかチェック	
	設備の傷み	水漏れなどがないかチェック	

※点検は次頁のチェックシートも参考にしてください。

広 告

空き家の傷み具合チェックシート

定期的に
点検
しましょう

外部まわり

☐ 屋根
・屋根材の異状
（ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ）

☐ 軒裏
・軒天材の異状
（シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ）

☐ 雨とい
・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ

☐ 窓・出入口ドア
・ガラス、建付けの異状
（割れ、ヒビ、開閉の
不具合、傾き、施錠の不具合）

☐ バルコニー
・床材、手すりの異状
（破れ、虫食い、腐朽、反り、
たわみ、さび、ぐらつき）

☐ 外壁
・外壁材の異状
（汚れ、色あせ、さび、苔、
ハガレ、ヒビ）

☐ 擁壁
・水抜き穴の詰まりの有無
・ひび割れの有無
・目地の開きの有無

☐ 塀
・塀の異状（汚れ、傾き、崩れ）

☐ 家まわり
・樹木、雑草の繁茂
・害虫、害獣の発生

☐ 土台・基礎
・基礎、土台の異状
（ヒビ、割れ、傾き、腐朽、
虫食い、蟻道）

内部・設備

☐ 天井
・天井材の異状
（ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ）

☐ 壁
・壁材の異状
（ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ）

☐ 床
・床材の異状
（ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ、傾き）

☐ 室内ドア・障子
・建付けの異状（開閉の不具合、傾き）

☐ 設備
・給水、排水の不具合
（赤水、詰まり、臭い、水漏れ）

広 告

地元 稲敷市の環境を！守ります!!

一般廃棄物・産業廃棄物処理

Ohyama 株式会社 大山

TEL029-894-4117 FAX029-894-4118
〒300-0622 茨城県稲敷市神宮寺147番地2 E-mail：eco@kk-ohyama.co.jp

Chapter 6

空き家を使用する予定がない場合には

空き家の売却、賃貸を検討しよう。

今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。
特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。

売却・賃貸の準備　家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

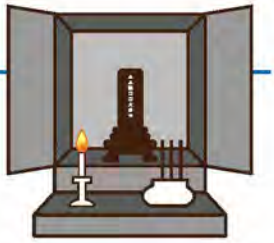

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。
早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。
なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。

売却・賃貸の検討　不動産業者に相談しよう。

●売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

●賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。
また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。
方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口　P6参照

売却・賃貸が困難な場合　解体を検討しよう。

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。
土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

空き家に関する相談窓口　P6参照

広　告

人生の登竜門
人は誰しも
大きな壁に
ぶち当たる
苦難な道ほど
勝ちある未来

かつこうけん

家屋解体　ビル・倉庫解体　土木工事

御見積り無料!!

勝工建 株式会社
〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿403-5
TEL 029-887-9744　FAX 029-888-0009
ホームページ https://www.katsukouken.co.jp

お気軽にお電話ください!!
0120-879-744

売却・賃貸のヒント

- **どこの不動産業者に相談すればよいかわからない場合には？**
  空き家周辺の地元不動産業者に相談してみては…
- **売却するのに費用負担が難しい場合には？**
  解体費や測量費などを含む売却を不動産業者に相談してみては…
- **狭小土地や接道不良土地で売却が難しい場合には？**
  隣の家に買ってもらえないか提案してみては…
- **空き家所有者が認知症の場合には？**
  成年後見制度の利用を検討してみては…
- **借地で空き家が売却できない場合には？**
  借地契約を延長して賃貸を検討してみては…
- **古くて貸せるか悩んでいる場合には？**
  固定資産税相当分の家賃で賃貸できないか不動産業者に相談してみては…
- **耐震改修済み、リフォーム済みをアピールする場合には？**
  建物状況調査を実施し、安心R住宅※として売却を検討してみては…
  ※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅（中古住宅）のマイナスイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する仕組みです。

相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣（窓口は法務局）の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。

空き家や空き地を譲渡した場合の税制優遇

①空き家の譲渡所得の3,000万円控除

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。
※税務署で控除の申告をする前に、「被相続人居住用家屋等確認書」の申請が必要です。
申請の窓口は、市役所の危機管理課になります。（令和7年度以降は、担当課が異なる場合がありますのでご注意ください。）

②低未利用土地等の譲渡所得の100万円控除

空き家や空き地、空き店舗などの属する土地で500万円を超えない範囲の価格で売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から100万円が控除されます。
※税務署で控除の申告をする前に、「低未利用土地等確認書」の申請が必要です。
申請の窓口は、市役所の危機管理課になります。（令和7年度以降は、担当課が異なる場合がありますのでご注意ください。）

空き家に関する相談窓口　P6参照

Chapter 7

売却のこと

メリットは?デメリットは?どう売るの～?

メリット

・維持管理にかかる手間とお金が不要
・一時的にまとまったお金が得られる
・現金化することで遺産分割しやすくなる
・経年劣化による将来下落するリスクの回避

デメリット

・思い入れがある建物が失われる
・希望価格で売れない可能性
・境界確認など手間や経費が掛かる可能性

専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)

①まずは不動産業者に相談

売却条件をざっくばらんに相談

②物件調査

売却予定物件を調査します

③価格査定

物件を査定した価格が提示されます

④媒介契約の締結

売却を依頼します

⑤広告

販売活動を行います

⑥売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します

⑦売買契約の締結

契約条件など合意ができたら契約

⑧売却

売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します

Chapter 8

賃貸のこと

メリットは?デメリットは?どう貸すの〜?

メリット

・家賃収入が得られる
・建物(資産)を持ち続けられる
・担保にできるため融資が受けられる
・換気や通水などの管理が不要になる

デメリット

・入居者がいない場合には収入が得られない
・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
・リフォームする場合には経費が掛かる

専門家が一緒に考えます(相談から賃貸までの流れのイメージ)

①まずは不動産業者に相談

物件の調査も行います

②物件調査(リフォームする場合)

▶リフォームを行わない場合は④へ

・賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
・計画が決まれば、見積書を作成

③リフォーム

見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼

④媒介契約の締結

賃貸の仲介を依頼します

⑤賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により入居者と契約

⑥賃貸開始

所有者が、建物と入居者を管理するのか？
不動産業者にお願いするのか？
相談してください

Chapter 9

解体のこと

空き家の解体のメリットは?デメリットは?

メリット

・土地を売却しやすくなる
・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
・維持管理にかかる手間とお金が不要

デメリット

・解体経費が必要となる
・固定資産税の特例措置が適用されなくなる
・解体した土地に再建築できない場合がある

解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。

解体後の土地利用も一緒に考えます

専門家が一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)

①まずは解体業者に相談

見積り依頼を行います

②物件調査　③見積り

現地調査します　調査結果に基づき、見積書を作成します

④解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し契約します

⑤工事準備

施行計画や近隣対策などを行います

⑥建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡。衣類や家具などの移動や処分

⑦近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されるとよいでしょう。(解体業者が代行される場合もあります)

⑧解体

工事完了。現地確認し、工事代金を支払います。

⚠ 解体した建物は、滅失登記をしましょう

広　告

稲敷市建設業協会

東開発工業株式会社
稲敷市三島1035-4　TEL.0299-78-2318

株式会社大塚組
稲敷市四箇2770　TEL.029-894-3481

有限会社小林工業
稲敷市下君山1815-1　TEL.029-892-0325

長城産業株式会社
稲敷市佐倉1973-3　TEL.029-892-3255

株式会社ホンダ
稲敷市蒲ヶ山42-19　TEL.029-892-1698

株式会社宮本総合設備
稲敷市佐倉2283　TEL.029-892-1490

米川組株式会社
稲敷市浮島6924　TEL.029-894-6712

飯塚建設株式会社
稲敷市市崎1336-2　TEL.0299-79-2712

有限会社岡部工業
稲敷市月出里78-5　TEL.029-892-3131

株式会社サンヨウ建設
稲敷市柴崎6841-9　TEL.0297-87-2151

日高見建設工業株式会社
稲敷市桑山403　TEL.029-892-0707

松野建設株式会社
稲敷市上馬渡1035　TEL.029-894-2207

柳町トレンチャー株式会社
稲敷市柴崎8838　TEL.0297-87-2039

有限会社遠藤工務店
稲敷市中山1833　TEL.0297-87-5244

有限会社栗山重機
稲敷市江戸崎甲2895　TEL.029-892-0465

株式会社関川殖産園
稲敷市神宮寺2261　TEL.029-894-2433

平山建設株式会社
稲敷市古渡851-1　TEL.029-894-3902

松原建設株式会社
稲敷市西代2852　TEL.0299-78-2711

吉田建設株式会社
稲敷市江戸崎甲3085　TEL.029-892-2927

解体工事・リフォーム工事等、当協会員にお気軽にご相談下さい

Chapter 10

空き家バンク

住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

空き家バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は市のサイト等で掲載し、広く情報発信をします。

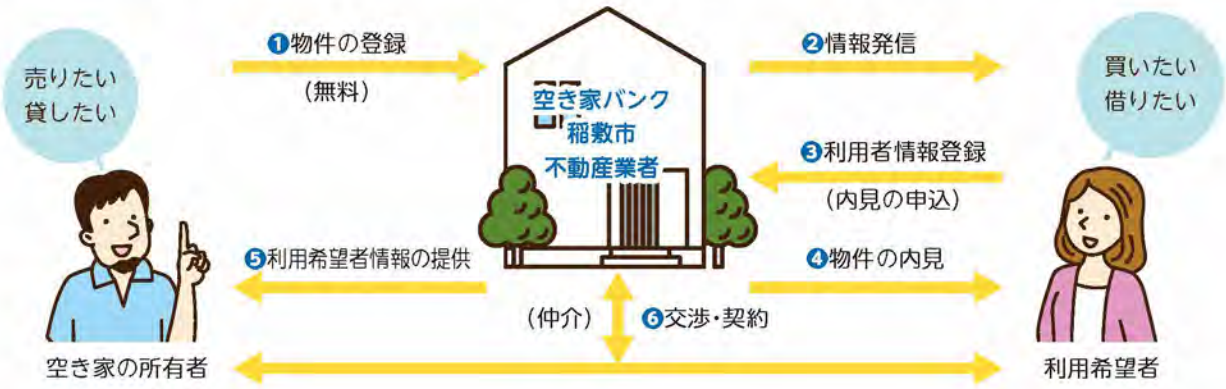

登録について

・登録費用　無料
※物件が成約した場合には、担当不動産業者に仲介手数料の支払いが生じます。
・登録には申請書等の提出が必要

登録するメリットは？

・成約した場合、改修等の補助が受けられます。
・インターネットで全国に発信

どのような家が登録できる？

・所有者が明らかな家
※登記をしていない物件も登録はできますが、成約までに登記は必要となります。
・住宅として使用していた家

お問合せ

稲敷市　まちづくり推進課
☎029-892-2000　FAX 029-893-0388

※令和6年9月現在、空き家相談窓口の一元化を検討しています。
令和7年度以降は、担当課が異なる場合がありますのでご注意ください。

広　告

人・企業・社会の電気をサポート

電灯・電力内外線工事　各種照明器販売
自家用変電所設備工事　設計・施工一式

浅野電設株式会社

本社 / 稲敷市上之島 1006　TEL0299-78-3012 FAX0299-78-3802
佐原営業所 / 千葉県香取市佐原口 2164-2　TEL0478-54-4144

Chapter 11

稲敷市補助金について

空き家バンク利用促進事業

空き家バンク制度を通じて契約が成約した場合に、次の助成が受けられます。 **【問合せ先:まちづくり推進課】**

●奨励金
空き家の所有者及び購入者(又は賃借者)にそれぞれ**5万円**を助成。

●リフォーム工事助成
リフォーム工事をした場合、**対象経費の2分の1(最大50万円)**を助成。

●家財処分費助成
家財を処分した場合、**処分費用の2分の1(最大10万円)**を助成。

※令和6年9月現在、空き家相談窓口の一元化を検討しています。令和7年度以降は、担当課が異なる場合がありますのでご注意ください。

住宅の新築・改修に関する事業

●若年夫婦世帯および若年子育て世帯住宅取得支援助成制度 **【問合せ先:まちづくり推進課】**
40歳未満の若年夫婦世帯及び40歳未満で未就学のお子さんがいる若年子育て世帯の方が市内にマイホームを新築する場合、**最大140万円**を助成します。

●三世代同居リフォーム資金補助制度 **【問合せ先:まちづくり推進課】**
40歳未満で未就学のお子さんがいる若年子育て世帯が市内で三世代同居・近居をするために、住宅をリフォームする場合、**最大50万円**を補助します。

●住宅リフォーム資金補助金交付事業 **【問合せ先:産業振興課】**
市内事業者に発注する住宅リフォーム工事に対して、**最大10万円**を補助します。

●木造住宅耐震診断士派遣事業 **【問合せ先:産業振興課】**
昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対し、木造住宅耐震診断士が、耐震補強が必要かどうかを判定します。診断に係る費用は**無料**です。

●戸建て木造住宅耐震改修補助金交付事業 **【問合せ先:産業振興課】**
耐震診断の結果、一定の耐震評価点に満たない住宅の耐震改修設計、耐震改修工事を行う場合、耐震改修工事に要する経費の5分の4を乗じた額(**上限100万円**)を補助します。

●住宅改修費支給制度(介護認定を受けている方) **【問合せ先:高齢福祉課】**
手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、**最大20万円**を支給します。(新築時の設置は対象となりません。)

※各事業は原則併用できません。要件等がありますので、事業の詳細は事前に担当課へお問合せください。

稲敷市
空き家対策